

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度が「2」から「1」へ移行されたことに伴い、今後はガイドラインを踏まえた感染防止対策を実施してまいります。

実施日 令和2年7月1日より

面会について

制限を設けて段階的に面会禁止を解除いたします。

- 面会受付は13時から18時までとする（18時全館閉鎖）
- 面会者は、ご家族に限り、1日1名のみとする
- 1回の面会時間は10分程度の短時間とする
- 受付時に検温と問診を実施
- 施設内でのマスク着用と手指消毒の徹底

なお、以下の方は入館をご遠慮いただきます。

- マスクを着用されていない方
- 当院実施の検温にて37.5℃以上であった方
- 体調不良が認められる方
- ご家族、同居者等身近に感染症を疑われる方がいる
- 中学生以下の方

外来診療について

- 受診者への検温の実施
37.5℃以上の発熱が認められた方の入館の制限
- 待合等における十分な座席間隔の確保
- 定期的な換気の実施
- マスク着用、手指消毒、手洗いの徹底
- 対面機会の削減
フェイスシールド着用
ビニールカーテン、アクリルボード等の設置